

宮城県高等看護学校の学校評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法で規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価検討委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に別に定める自己評価検討委員会を置く。

(自己評価結果の活用)

第4条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価)

第5条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療福祉業界関係者 2名
- (2) 卒業生 2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に委員互選の上委員長を置く。

- 2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用・公表)

第10条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

2 校長は、学校関係者評価結果について、主務課に報告の上、公表しなければならない。

(その他)

第11条 本要項に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。